

使用料等規程の改定について

京都府立医科大学附属北部医療センター

10月1日から「京都府立医科大学附属北部医療センター使用料等規程」が改定されたことにより、変更のあった項目は下記のとおりです。

記

(円)

項 目		旧	新
個室専用料	A	12,000	12,240
	B	4,000	4,080
	C	3,000	3,060
文書料	健康診断書	1,200	1,220
	普通診断書	1,200	1,220
	死亡診断書	2,000	2,040
	特別診断書	3,500	3,570
	うち、指定難病、小慢に係るもの	3,240	3,300
	証明書（簡単）	500	510
	証明書（複雑）	2,000	2,040
手術料及び 処置料	消毒	1,500	1,530
	脱毛術(25cm ² 未満)	37,000	37,740
	脱毛術(25cm ² ～100cm ² 未満)	65,800	67,110
	脱毛術(100cm ² ～)	94,500	96,390
	特別皮膚はく離術(25cm ² 未満)	37,000	37,740
	特別皮膚はく離術(25cm ² ～)	65,800	67,110
	雪状炭酸術（3箇所未満）	2,200	2,240
	雪状炭酸術（3箇所以上）	2,700	2,750
手術料及び 処置料	人工授精術	6,280	6,400
	避妊術（リング挿入）	14,590	14,880
	避妊術（リング抜去）	11,530	11,760
	死後処置	5,250	5,350
相談料及び 指導料	言語聴覚検診指導	3,500	3,570
	乳幼児保健指導	2,600	2,650
	遺伝相談	2,600	2,650
紹介外の患者に係る初診時加算料		2,100	2,140
無保険の外国人 (厚生労働大臣の定めにより算定した額への加算率)		—	100分の220